



# 韓国「高空籠城」に思う —不安定雇用の現況について

金属労協(JCM)顧問 小島正剛

## プロローグ

今春、久しぶりに韓国を訪れた。ソウルのもう一つの繁華街、明洞(ミョンドン)に至近距離のホテルをとったのだが、これが職業病の後遺症とでもいうのであろう、すぐにカトリックの明洞大聖堂に足をのびた。この大聖堂には思い出がある。かつて民主労総(KCTU)幹部らが極寒の12月、その参道に座り込んで、政府の抜き打ち的な改悪労働法採択に抗議した。一方の韓国労総(FKTU)の幹部らが現場を激励に訪れると、両組織は一致して労働法改悪反対闘争

(労改闘)ゼネスト突入に合意したのであった。筆者の記憶では、全土で80万人規模のストが展開され、ついに悪法撤回を実現したのである。あの労改闘ストは、1996年12月から翌年1月に至る24日間におよび、市民のじつに65.5%がこれを支持したのであった。その座り込みの場に佇むと、当時の意気軒昂な幹部たちの姿が甦ってきた。

今回の滞在中(3月下旬)、その民主労総(KCTU)が、独自にそれ以来のゼネストを4月に計画していることを知ったのだが、折しも組合員のスト権批准投票が進行中であった。(後述)

## 多発する「高空籠城」

そして、その翌日、再会した現地の友人の案内で、ある「高空

籠城」の現場を訪れた。「高空籠城」とは聞きなれないが、それは職場で不当な処遇を受けた労働者が、問題解決不能のままに、止む無くビルの屋上を占拠、座り込んで抗議、社会にも発信する手だてとする行為だという。それもビル屋上だけでなく、場合によっては広告塔の上や、工場では煙突頂上部での座り込みもあるという。くだんのビルの周辺にはピケを張る組合員が数人いた。見上げれば、たしかに屋上に2-3人の姿が見えるものの、その動静などは知るよしもなかった。

最近典型的な「高空籠城」は通信企業・SKブロードバンドのケースであろう。「非正規労働者保護関連法」(後述)は非正規労働者が勤続2年を経れば無期雇

用に転換されると規定しているのだが、2年を満たす直前に雇い止めされることが多く、これはその典型的なケースでの抗議の籠城だったという。

そして、こうしたケースはこれにとどまらない。同じ通信企業・LGU+でも発生したし、製造業でも双竜自動車、スターケミカルなどで発生しているのである。そして起亜自動車にいたっては、韓国金属労組(KMWU)起亜自動車支部華城分会の代表





## 韓国「高空籠城」に思う —不安定雇用の現況について

金泰吉氏の彫像



2人が社内下請け全員の正規化を求めると同時に企業幹部の違法性を突いて、国家人権委員会・ビルの屋上電光掲示板を占拠・籠城して、警察も出動する騒ぎとなった。かつては造船所の労働者がマンモス・クレーンの頂上の上つてストを闘い抜いたものだが、最近では都市部にまで「高空籠城」は拡散しているということなのであろう。

友人の話では、この10年間に発生した「高空籠城」は100件を超えており、原因は非正規問題が最多(70%)で、解雇問題、新規組合の承認問題などがこれに続くという。籠城期間は一概ではないが、おしなべて数十日から、ときには年を越し数百日に及ぶケースもあったという。成功とばかりは限らず、非正規労働者のおかれた苦境が偲ばれ

### 全泰吉(チョン・テイル)精神

韓国労働者の闘争精神は、つとによく知られるところだが、友人はその淵源のもう一つの史的事態について語ってくれた。それは烈士とされる全泰吉(チョン・テイル)氏の行動である。ごく簡潔に記すなら、ときは朴正熙(パク・チョンヒ)政権下の軍政時代、縫製工場で働いていた少年は、不当な低賃金、長時間過密労働で酷使される女性労働者が解雇されると彼女の側に立ち、自らも解雇される。労働運動に目覚め、独学で労働法などを学習、軍政をもいとわず当局に陳情、使用者との協議を重ねるが、状況は一向に改善されなかった。むしろ締め付けが強まったのだ。ついに抗議集会を企図すると、警察と経営者との妨害にあい、ガソリンを全身に浴びて焼身自殺を図ったのである。その夜、搬送された病院で息を引き取った。

享年22歳、早すぎる死であった。1970年11月のことである。彼の死は当時下層とされた労働者の悲惨な実態を示すところとなり、朴政権下、経済成長の「負の局面」を社会的に明らかにしたのである。学生や知識人の目を労働問題に向けさせ、1970年代、80年代の民主化運動における労働者、学生および知識人の連帯を醸成させる上でも影響を与えたと評価される。労働運動、とくにKCTUは彼を「烈士」と呼び、「全泰吉精神」を運動の象徴としている。

かれの没後35年、ソウル特別市の清溪川復元事業で、清溪6-7街が「全泰吉通り」と命名され、かれの彫像と、銅板が敷かれた橋が建設された。2005年11月にその竣工式が開催されたと仄聞した。

その10年後、今回そこを友人と訪れると、彫像の傍に小さな花束が供えられていたのである。

### 非正規労働者の状態

すでに触れたように、この国でも非正規労働者のおかれた状

況は、きわめて深刻である。日常的に雇用の不安定にさいなまれ、労働条件には不当な格差がある。例えば、賃金は正規労働者の63・5%(一説には月収14万5千3000ウォン・約14万5千300円で、正規職の55・7%)、

②社会保険の加入率は正規職の60-70%に対し非正規職は40%前後、③労働環境では災害が多発しており、場合によっては労働災害も横行すると報道される。昨年、1日5人のペースで死亡事故があり、友人の話では「隠れたセウォル号事件」と指摘する向きもあるという、④非正規労働者の間に自殺者が多い。わけても、ひろく報道された中小企業中央会の女性職員のケースは、彼女が家族の生計を一手に引き受けて心身ともに憔悴しての自殺であっただけに、大方の同情と関心を集めた。これはまさしく人権問題であり、社会的イシューである。

### 1997年経済危機が引き金

この国で不安定雇用が急増し



## 韓国「高空籠城」に思う —不安定雇用の現況について

たのは、1997～1998年の

アジア経済危機が発端とされる。

未曾有の経済危機に陥った韓国

が救済を求めたのが国際通貨基

金(IMF)で、その救済条件の

中には労働市場の規制緩和があっ

た。金大中(キム・デジュン)政

権下で発足した労使政委員会は、

波乱含みながら危機対処の社会

契約を仕上げ、各側の「負の分担」

に合意した。その結果が不安定

雇用の拡大である。整理解雇が

横行し、非正規労働者が急増し

た。社会格差が拡大したのである。

苦境に陥った労働者の間に自殺

者が出るに至り、非正規問題は

この時社会的イシューと化した

のである。

労働組合は、非正規の正規化

や、企業別組合の「産別転換」を

推進して、非正規労働者の組織

化、格差是正の産別統一交渉な

どで対応して一定の成果をあげ

てはいるが、使用者側の姿勢は

頑迷であり、労働市場の二重構

造に大きな変化は見られない。が、

のころである。

### 政府の対応は

政府も事態を重視し、200

7年「非正規労働者保護関連法」

を施行した。目的は非正規労働

者の乱用是正・防止である。同法

は、「期間制および短時間労働者

保護等に関する法律」、「派遣勞

働者保護等に関する法律」およ

び「労働委員会法」の3法を指し

ている。この法の主眼点は、①

使用者は、2年を超えて期間制

(有期契約)労働者を使用するこ

とは不可。超える場合は無期勞

働契約を締結したものとみなす、

②2年を超えて派遣労働者を使

用する場合は、直接雇用とせね

ばならない、の2点にあるとし

てよいだろう。

その効果のほどはどうであっ

たろうか。雇用労働部が同法施

行後2年が経過した時点で、1万

1000事業所を対象に実施し

た調査によれば、①正社員転換

したのが36・8%、②対応なし、

わち、①と②とを合計すると、

62・9%となり、当時非正規労働

者の約3分の2が直接・無期雇

用に転換したことになる。

現在、正規労働者約1900

万人に対し非正規労働者は60

0万人強とされている。しかし

ある民間センターでは非正規勞

働者はむしろ最近増加傾向にあっ

て890万人は下らないとして

おり、さらに工場の構内下請け

労働者や代行運転手など個人事

業主らからなる特殊雇用労働者

群を含めれば、非正規労働者は

1000万人にもなるといふ。

かつてOECDは、韓国が加

盟30カ国中、非正規から正規化

すことのもっとも困難な国と指

摘したことがある(2013年)。

こうした事情もあってか、20

14年末、政府は労使政委員会

に「非正規雇用総合対策(案)」を

提起していた。内容は、期間制勞

働者、派遣労働者の雇用期間現

行2年を4年に延長し、派遣勞

働者の範囲を大幅拡大すること

すでに退場済みのKCTUととも

に、この事案には反対姿勢で

ある。

雇用労働部は、非正規労働者

の勤務期間が長いほど正社員転

換率が高まるので当の非正規勞

働者が望むところだとし、35歳

以上で本人が望めば、契約期間

を最大4年まで伸ばす方策であ

るとの説明を加えている。勤務

時間が長いほど熟練度が高まり、

正社員転換の可能性が高まると

いうのが論拠のようだが、労働

側は期間制労働者の正規職転換

率は多少高まるうが、企業が正

規職を期間制に変えてしまう可



二大労総 (FKTU系とKCTU系) の製造業労組による  
労使政委員会への抗議行動 (2015年3月)





## 韓国「高空籠城」に思う —不安定雇用の現況について

能性が高いと指摘している。

### ソウル市が投じた二石

一方、注目すべき動きが自治体レベルで浮上している。2011年に人権派の市長が登場したソウル市で、市の非正規労働者7600人を段階的に直接・無期雇用に変換したのである。

筆者帰国後の2015年5月には自治体初の「労働政策基本計画」を発表、①労働教育の充実、②「脆弱労働者」対策、③「模範的使用者」モデルの試験導入、④労働安全問題への取り組み、⑤労使民政協力体制の構造の5本柱を示して自治体レベルの労働政策を推進し始めた。

それに先立つ2013年6月、市は既述した一連の対策の中で、ソウル地下鉄の清掃係を含む非正規労働者1481人(大半が女性)を直接雇用化し、平均賃金を23.6%引き上げた。また「管理長」への昇進を可能とし、職種の名称を「公務職」としたので、当の従業員たちは「誇り」をもって働けると評価したという。このソウルのケースは公務部門で

の先行例だが、非正規職対策に一石を投じるものとして広く注目を集めている。

### エピソード —帰国後の動静

本稿で示した非正規労働者の状況は、ごく限られた報告にしか過ぎないが、その後の動向で関連して報告すべきことがある。

(1) その一つは非正規労働者も関心をいだく最低賃金の動きである。雇用労働部がさる8月公表した2016年の最低賃金(時給)は、6030ウォン(603円)である。1日8時間労働として日額では4万8240ウォン(4820円)、月間就業時間209時間として月額126万2700ウォン(12万6270円)となる。この最賃は全国の342万労働者(全体の18.2%)に適用される。

(2) 冒頭触れたKCTUのゼネストだが、帰国後の4月24日、全国2926事業所で26万9000人が参加して展開された。掲げられた4大要求は、①朴権恵(パク・クネ)政権の「労働市場

構造改悪」攻撃粉碎、③公務員年金制度の改悪阻止、④最低賃金の時給1万ウォン(1000円)への引き上げ、④全ての労働者への労働基本権獲得、であった。全面的な朴政権への攻勢と受け止められよう。

(3) 6月27日、FKTUとKCTUとは、ILO結社の自由委員会に対し、韓国政府が労使の自主的交渉の権利を侵害したとして共同で訴えた。両組織によれば、「韓国政府は、労使が自主的に交渉、締結した労働協約を、違法で不適切と一方的に解釈している。これはILOの労使自主交渉を含む労働者基本権の侵害である」。

実はその1カ月前、雇用労働部は正規従業員300人以上の企業3000社を対象に労働協約調査を開始していた。当局は、企業リストラや配置転換などを含む事項には組合との合意を必要とするとの意を、経営者の専権事項を侵すものとし、そうした不法または不適切な労働協約を改訂するよう指導したのである。

FKTUもKCTUも政府が不法とする件はすでに大法院(最高裁)によって合法とされていると指摘、「経営者の試みは憲法にも違反し労使自治の原則を損ない、産業平和を危険にさらす」としている。長年の労使間の葛藤はよく知られるところだが、近年政府との葛藤も際立ってきたようだ。

右の3項目のどれもが非正規労働者にも影響するだけに、今後の成り行きが大いに注目されるよう。

(2015年8月25日記)

(資料) FKTU、KCTU、韓国雇用労働部、KOILAF、KCWC、JILPT、「朝日新聞GLOBE」、ほか。

#### ●金属労協顧問

**小島正剛** こじま・せいごう

60年IMF(国際金属労連)日本事務所に入職以来、金属労協事務局長代理、同国際局長、同副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年金属労協顧問に。日本労働ペンクラブ代表代理他。主要著書「海外労働アラカルト」他。